

静 岡 県 議 会
アフターコロナ生活環境づくり特別委員会
報 告 書

令和4年2月18日

目 次

1	調査の概要	1
2	委員会の運営方針	1
3	調査の観点	1
4	本県における取組状況	2
5	参考人の意見	1 1
6	提言	2 3

【資料編】

・ 委員会の活動状況	別表 1	3 1
・ 委員名簿	別表 2	3 2

1 調査の概要

当委員会は、「アフターコロナの安心して生活できる環境づくりに関する事項」を付託調査事項として令和3年5月20日に設置されて以来、別表1「委員会の活動状況」に記載のとおり、6回にわたり委員会を開催してきた。

委員会では、現在執行部が行っている関係施策等について調査を行ったほか、新型コロナウイルス感染症による県内経済への影響、感染症の現状と今後の展望等の関係者を参考人として委員会に招致し、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた取組や課題、県の役割についての意見などを聴取した。

2 委員会の運営方針

第1回委員会において、次の2点を運営の方針として設定した。

- ・ 執行機関に対する調査に偏ることなく、委員間討議や参考人からの意見聴取、先進事例の現地調査等を積極的に実施する。
(今年度も、コロナ禍を踏まえ、先進事例の現地調査を中止した。)
- ・ 調査結果は、委員会の提言等として報告書にまとめ速やかに議長に提出する。また、直近の本会議で報告書を議場配付し、委員長報告を行う。

3 調査の観点

新型コロナウイルスの感染拡大は第4波を迎えており、コロナ禍で人々の社会生活が大きく様変わりする中、社会的孤立の深刻化や失業者の増加など様々な問題が顕在化している。

現在、県内においてもコロナ禍を収束させるためにワクチン接種が進められているところであるが、今後はアフターコロナを見据えて、県民の生活環境をいかに整えていくかが重要な課題となる。

このような状況を踏まえ、アフターコロナの安心して生活できる環境整備に関する提言を行うこととした。

なお、調査に当たっては、以下の点に着目した。

- ・ 大打撃を受けた経済の再生に向けた施策や失業者への対応などの雇用改善施策
- ・ 失業による引きこもりやテレワーク等の働き方改革、感染による誹謗中傷や社会的孤立などのメンタルヘルス対策
- ・ 二地域居住、移住定住や海外交流など多彩なライフスタイルを受け入れる取組
- ・ 高齢者の虚弱化の進行など外出自粛の長期化による影響等
- ・ オンライン授業など教育環境の変化や学習の遅れによる不登校等への対応
- ・ 継承が危ぶまれる無形民俗文化財等の継承基盤の整備

4 本県における取組状況（令和3年7月15日時点）

当委員会では、執行部から事業の取組状況等の説明を受けるとともに、質疑を行った。委員会において、執行部から説明のあった本県の取組のうち主なものを掲げる。

（1）経済産業部

＜政策管理局 産業政策課＞

（県内経済の動向）

- ・ 4月を中心とした県内の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にあるものの持ち直しの動きが見られる。先行きについては、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、感染症の再拡大のほか、半導体不足や木材等の部品供給の停滞の影響に注意が必要である。
- ・ 7月1日に日本銀行静岡支店が発表した短期経済観測調査の6月の結果では、DI（業況判断指数）が全産業でマイナス5となっている。依然としてマイナス水準にあるものの、前回3月の調査からは3ポイント改善した。しかし、宿泊・飲食サービス業については、マイナス88と引き続き厳しい状況が続いている。

＜就業支援局 労働雇用政策課＞

（本県の雇用情勢と雇用対策に関する取組）

- ・ 令和3年5月の有効求人倍率は、全国で1.09倍、本県では1.08倍であった。前月を0.07ポイント上回ったことから、静岡労働局においては、県内の雇用情勢は改善が進んでいると判断している。本県の1月から3月の平均で完全失業率は2.5%、完全失業者数は4.9万人であった。
- ・ 雇用調整助成金については、本県の支給申請件数は11万4858件、支給決定件数は11万4082件であり、失業者の抑制に大きな効果を発揮している。
- ・ 令和2年7月、企業の間にとって再就職、出向の成立に結びつける公益財団法人産業雇用安定センターと連携協定を締結し、商工団体の協力を得て、会員企業に対し、従業員の過剰感のある企業と人手不足の企業の情報を収集し、同センターにつなぎ、その情報によりセンターが両者のあっせんを行ってきた。
- ・ 余儀なく失業や離職された方々に対しては、しずおかジョブステーションの相談員や臨床心理士による相談体制を拡充するとともに、国と連携し、職業訓練の受講者枠を拡大し、雇用のセーフティー機能を強化している。

（テレワークにおけるメンタルヘルス対策）

- ・ テレワークの導入に取り組む企業が参加するテレワーク等導入研究会を設置し、テレワーク導入時の課題や解決策の共有に取り組んでいる。課題への対応事例を研究会において蓄積し、セミナー等を通して、県内企業への

普及を図る。

- ・働きやすい職場環境整備のため、社会保険労務士などによるアドバイザー派遣等により、アフターコロナにおける新しい働き方に対応するための就業規則の見直しや、企業における就業環境の整備を支援するとともに、県内3カ所の各県民生活センターに中小企業労働相談所を設置し、社会保険労務士の資格を持つ職員が労働者、使用者双方からの相談に応じている。

(2) 健康福祉部

<感染症対策局 新型コロナウイルス対策課>

(新型コロナウイルスの感染状況)

- ・7月14日現在、累計9,698人の患者が発生している。月ごとに見ると、第4波となった5月が西部地域を中心に感染者が増加し、1,914件と非常に多かった。
- ・変異株については、6月にはほぼ全ての株がアルファ株（英国で最初に検出された株）に置き換わり、現在ではデルタ株（インドで最初に検出された変異株）の変異株検査を実施している。

(医療提供体制の確保)

- ・今後の感染拡大に備え、第3波の新規感染者数の最大値の1.78倍、226人の新規感染者が発生すると想定した病床確保計画を策定した。
- ・コロナ患者受入れ病床を42病院、最大で582床まで現在確保している。加えて、後方支援病院についても101病院確保し、395床となっている。
- ・軽症、無症状者を受け入れる宿泊療養施設は合わせて6カ所、735室を確保している。
- ・6月末現在、989カ所の医療機関で、検査体制を整備している。検査能力は、1日あたり1万4000件程度である。緊急時には2万8500件程度まで実施可能であり、感染拡大時にも検査体制は十分対応可能である。
- ・引き続き三島市にある国立遺伝学研究所との連携により、変異株のゲノム解析を実施し、モニタリングを継続する。

(ワクチン接種)

- ・令和3年2月の医療従事者の接種を皮切りに、高齢者、基礎疾患を有する者と64歳以下と順次接種を進めている。
- ・7月末までに高齢者向けのワクチンの接種が完了できるよう、富士市、吉田町、掛川市、順天堂大学静岡病院の4会場に、県の広域の接種会場を設置した。

<健康局 健康増進課>

(新たな生活様式に対応した健康づくり)

- ・ 通いの場の参加者にタブレット端末を貸し出し、週1回オンラインで運動を行うモデル事業を県内3カ所で開催した。参加者同士の顔の見えるつながりによる孤立の防止、初期のサポートがあれば、高齢者であってもICTの活用が可能であり、オンラインを活用した運動による身体機能の向上など、オンラインによるつながりでも健康づくりに有効である。
- ・ 高齢者の健康づくりと社会参加を推進するため、県内の健康づくり、通いの場や御当地体操など、生活支援、移動支援や見守りなどの情報を集約して紹介するポータルサイトを令和3年の年末までに構築する予定である。
- ・ 通いの場や認知症カフェなどの主催者を対象としたオンライン活用セミナーを実施するほか、市町が高齢者を対象に実施するタブレット教室に専門的なアドバイザーを派遣する。

＜福祉長寿局 地域福祉課＞

（複合的な相談に対応できる支援体制）

- ・ 令和3年6月の調査結果では、県内15市町で包括的相談窓口が整備されている。令和6年度までに全市町での体制構築を目指している。県においては、市町を支援するために、市町へアドバイザーを派遣し、体制構築について助言を行っていく。また、8月から関係機関との連携協働に必要な人材を養成する研修を行う。

＜障害者支援局 障害福祉課 精神保健福祉室＞

（ひきこもりや自殺に関する相談支援体制）

- ・ 令和2年度の相談対応実績は、新型コロナウイルス感染症に伴う外出自粛の影響により、来所相談や訪問相談が減少したことなどから、前年度より166件少ない1,848件となった。
- ・ 令和元年度に実施した調査によると、性別や年代など分析可能な状況が判明しているひきこもり状態にある方は2,082人であり、ひきこもり状態になって10年以上経過している方がおよそ5割である。ひきこもりの長期化及び高年齢化が推察される結果となった。
- ・ 身近な相談窓口である市町に対し、アドバイザーを派遣して、相談体制の整備を支援している。また、インターネットでひきこもりに関するキーワードを検索した方に相談窓口を案内する検索連動型広告を実施している。
- ・ 令和2年の自殺者数は、前年より19人多い583人となり、5年ぶりの増加となった。全国的に見ても自殺者数は増加しており、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛や生活環境の変化が影響したおそれがあると言われている。男女別では、男性が前年に比べて減少したのに対し、女性の自殺者数が前年より44人増加となった。年齢別では、20歳代、30歳代の自殺

者が増加したことで若年層の自殺者数が増加した。

- ・ 電話相談を24時間365日実施しているほか、LINEを活用した相談窓口については、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、自殺のリスクが高まることが懸念されたため、令和2年9月から通年で実施している。

(3) 知事直轄組織

<政策推進局 総合政策課>

(二地域居住に関する取組)

- ・ 令和3年度は、人口減少や高齢化が進行する中で、地域課題解決や地域の活性化を図るために、県外の人たちとの関係づくりをモデル的に取り組む団体企業を募集している。
- ・ オフィス開設のための物件情報や支援制度の情報発信を行うほか、企業経営者を対象としたモニターツアーを実施し、お試し勤務や本県の魅力体験、地域との交流会の開催を計画している。
- ・ 人や企業を呼び込むためのウェブサイト을令和3年3月に構築し、これまで各部局で別々に発信していた情報を集約している。

<地域外交局 地域外交課>

(コロナ禍を契機とした海外との新たな交流)

- ・ 従来の対面に加え、オンラインの併用によるツイン外交を進めている。オンラインによる交流と海外駐在員による現地での活動を通じ、重点交流先の6カ国・地域を中心に友好関係の維持強化を図っている。
- ・ 大都市圏に居住する外国人材や外資系企業の誘致により海外からの活力取り込みを図る。首都圏及び関西圏の国内に在住する外国人材を対象に、インターネットによるアンケート調査、グループインタビューの実施、タウンミーティングの開催により、外国人材の誘致に関する課題を把握した。令和3年度は、自然の恵みを享受する生活への関心が高い、首都圏に在住し本県でのテレワークが可能な外国人を主な対象としてタウンミーティングを開催する。首都圏在住の外国人材に本県で短期間のテレワークを体験してもらい、満足度や要望を把握することを目的とするテレワーク体験事業を実施する。加えて、外国人材に向けて、本県への移住・定住情報を発信する英語版ウェブサイトを10月に開設する予定である。

(4) 暮らし・環境部

<政策管理局 企画政策課>

(移住・定住に関する取組)

- ・ 令和2年度の移住者数は1,398人、相談件数は1万1604件となり、いずれも

平成27年度以来最高となった。

- ・ 副知事を本部長に庁内関係部局、市、町、民間団体、地域団体を構成員とする推進本部を組織し、全県規模での移住相談会やセミナーの開催など、市町とも連携しながら官民一体となった移住促進の取組を進めている。
- ・ 令和3年度は新たな取組として、移住関心層等を対象としたSNSを活用した情報発信、県内における相談体制強化のための県庁内への移住コーディネーターの配置、受入れ態勢充実のための市町の移住コーディネーター等を対象としたスキルアップ研修を実施する。
- ・ 制度創設から3年目となる移住就業支援金制度については、東京23区の在住者等が本県に移住し、静岡県のマッチングサイトに掲載された中小企業等へ就職した場合、市町と県とが連携して、1世帯当たり100万円、単身については60万円を支給する。
- ・ テレワークをしながら本県で魅力的なライフスタイルを実現している移住者の暮らしなどを紹介する動画を制作し、ウェブ広告などを活用して情報発信するなどしたところ、広告配信期間中の移住・定住情報サイトへのアクセス数は対前年同期比で139.8%となるなど一定の成果を上げることができた。
- ・ コロナ禍で相談会やセミナーの対面開催が難しいことから、オンラインを活用し、全県規模の移住相談会を2回、セミナーを10回開催した。さらに移住・定住情報サイト「ゆとりすと静岡」内に県や市町のオンラインの相談窓口やイベント情報を集約した特設ページの開設など、移住検討者にとって分かりやすい情報提供に努めた。

＜県民生活局 県民生活課＞

（新型コロナウイルス感染者への誹謗中傷対策）

- ・ 令和2年8月に新型コロナウイルスに係る「STOP！誹謗中傷」アクションを取りまとめ、関係課による推進チームで誹謗中傷対策に取り組んでいる。
- ・ 県民へのメッセージ発信等については、記者会見においては直接に、また新聞紙上においても誹謗中傷せずに思いやりのある行動をとるよう呼びかけを行っている。また、エビデンスに基づいた感染防止策などの正確な情報を解説した動画を公開した。令和2年12月の人権週間には「STOP！コロナ差別」をテーマに掲げて集中的に広報を行った。
- ・ 誹謗中傷を受けた方が、どの機関に相談しても窓口で寄り添った対応ができるように、また適切な専門機関に速やかにつなぐことができるように、相談員の対応力強化のため、令和2年10月に相談窓口の手引を作成した。
- ・ アフターコロナに向けては、新型コロナに係る誹謗中傷だけではなく、あ

らゆる誹謗中傷を行わず、相手の立場に立って思いやりある行動がとれるように啓発していくことが大切であるため、令和3年度は、心のユニバーサルデザインを促進する集中広報を実施する予定である。

(5) スポーツ・文化観光部

<観光交流局 観光政策課>

(観光地におけるワーケーションの受入促進)

- ・首都圏、中京圏1,100者へのアンケート調査を実施したほか、モニターを募り、受入れを希望する9市1町の協力を得ながら、実際にワーケーションを体験するモデル事業を実施している。アンケート調査、モデル事業については、現段階の結果を検証、取りまとめを行い、市町、観光関係者向けの説明会を6月29日に実施した。
- ・ワーケーションの受入れを県内各地で促進するため、宿泊施設のワークスペースの設置、通信環境の整備などに要する経費を支援するほか、マッチング体制を構築するため、ワーケーション受入れの相談窓口の設置、企業向けの誘致活動、その他ウェブサイトの作成などを行う。

<観光交流局 観光振興課>

(アフターコロナの観光誘客対策)

- ・ネクスコ中日本と連携し、県内の高速道路を定額で利用できる周遊企画を展開する。
- ・教育旅行の誘致について、学校関係者、旅行会社を対象に説明会を開催する。特に、山梨県と長野県については、令和3年秋頃をめどに学校関係者、旅行関係者の方々に向けて、本県の観光情報を発信する。本県内に1泊以上する中央日本四県からの教育旅行に対する支援等を今後検討する。
- ・県内市町と連携し、地域の歴史・文化資源の磨き上げ、あるいは広域周遊の促進を図ることによって、将来を見据えた観光地域づくりを推進する。

<文化局 文化財課>

(無形民俗文化財の継承に関する取組)

- ・本県の無形民俗文化財は、近年では、過疎化、少子高齢化などの影響により、演者の後継者不足が懸念され、後世への継承も大きな課題となっている。令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大により、多くのお祭り、伝統芸能が中止や延期、もしくは規模の縮小を余儀なくされ、さらに拍車をかけている状況である。
- ・令和2年度の国指定、県指定の民俗文化財の活動状況について、年度末に県内の状況を調査したところ、県内の59団体のうち37団体が延期または中

止した。21団体が実施したが、そのうち18団体は規模を縮小して行った。

- ・文化財の保存継承に対して、専門家を派遣し、保護団体ごとの課題を聴取し、アドバイスをし継承につなげる事業を令和3年度に実施する予定である。
- ・県内各地に存在している保護団体のネットワークを各地域に立ち上げ、課題や解決方法の情報共有を図っていく。
- ・国の補助金を受け、民俗芸能に使われている道具や、実際のお祭りの様子などを詳細に調査し、記録として残していく取組を行っている。

(6) 教育委員会

<教育政策課>

(ICT教育の推進)

- ・オンライン教室を行うためのZoomやカメラの整備を行った。また、タブレットを各高校に整備し、インターネット等を使えるようにデータセンターの回線や各学校回線の追加などを行った。さらに、普通教室でのLANのアクセスポイントの設置、ICT機器の導入を支援する外部人材の派遣等を実施している。
- ・令和2年度末時点で、小中学校の35市町のうち32市町で1人1台パソコンの配備が完了している。残りの3市町についても、令和3年度中、または令和4年度までに全てのパソコンの配備を完了する予定である。
- ・教員を支援するポータルサイトをつくり、ICT活用に有用な情報を掲載している。各学校から推薦された教員の授業動画を共有し、教科ごとに動画を公開している。オンデマンド型教材、各学校が作成した小テストなどの教材を集め、皆で使える形で共有している。
- ・文部科学省の事業を活用し、個人の学習履歴を管理するシステムの導入を検討している。
- ・全市町と県で構成する協議会を設置し、情報共有を行うとともに、他の市町の優れた取組などを市町ごとに情報共有している。
- ・人権教育の推進として、SNS等の危険性、課題などを周知するため、人権教育の手引等の中に特集を設けた。ネット依存対策についても、スクリーニングテスト、講演会など様々な取組を実施している。
- ・令和3年度中に、ふじのくに学校教育情報化推進計画を策定し、総合的、計画的にICT教育に関する取組を推進する。

<義務教育課>

(心のケアの取組及び不登校への対応状況)

- ・小中学校においては、平成27年度以降の不登校児童生徒数は年々増加を続

けており、令和元年度までの4年間で約1.5倍に増えている。これまでの経年変化から見ると、コロナ禍の影響が特に顕著に見られるという状況ではない。

- ・ 不登校に対する取組として、児童生徒にとって魅力ある学校づくりを推進するため、国の委託を受け、富士市の研究指定校2校において調査研究を行っている。児童生徒のデータを分析し、自己肯定感を育む授業、学級づくり、学校行事等に取り組み、結果的に新規不登校の抑制につなげる。また、どのように学ぶかも重視し、児童生徒が分かる、面白いと思える授業づくりに取り組んでいる。
- ・ この5年間でスクールカウンセラーは121人から139人に、スクールソーシャルワーカーは33人から45人に増員した。新型コロナウイルス感染症に起因する悩みや、ストレスにより不安定になる児童生徒への対応を速やかに行うことができている。
- ・ スクールロイヤーを活用し、弁護士によるいじめ予防の研修や課題解決の支援を令和2年度から開始した。

＜高校教育課＞

（心のケアの取組及び不登校への対応状況）

- ・ 高等学校では、全体として不登校者数は例年と比較して大きな変化は見られない。過去5年間における30日以上長期欠席をした生徒については、全日制と定時制を合わせ、例年900人を前後するように推移している。
- ・ 専門的技能を持ったスクールカウンセラーにより、生徒の心のケア、またスクールソーシャルワーカーにより、家庭環境が複雑な生徒への対応など、不登校生徒への支援を行っている。令和2年度は、例年とは異なり、新型コロナウイルス感染症流行に伴う臨時休校、その学習の遅れに不安を抱えている生徒等を支援するケースも見られた。スクールソーシャルワーカーについては、新型コロナウイルス感染症の影響で失業した保護者の家庭と行政をつなぐなどの例年になく活用事例もあった。
- ・ SNS上の誹謗中傷やいじめ等を予防するために、スクールネットパトロールによる監視を行っている。
- ・ スクールロイヤーによるいじめ予防に関連する授業を実施し、生徒の人権意識の向上を図っている。

＜特別支援教育課＞

（心のケアの取組及び不登校への対応状況）

- ・ 特別支援学校では、不登校については増加傾向が続いている。内訳としては、学校の中での人間関係等に原因がある数は横ばいの状況で、家庭の状

況に原因があるという数が増えている。

- 13人のスクールカウンセラーを拠点校に配置し、全ての本校、分校、分教室を定期的に訪問して対応している。
- 各校で新型コロナ対策業務スタッフを配置し、日々徹底した消毒作業をしたり、スクールバスを増車して、車内での密を回避したりする対応をとり、安心して学校に通える環境づくりに努めている。

5 参考人の意見

当委員会では、有識者4名を参考人として招致し、意見聴取を行った。

(1) 一般財団法人静岡経済研究所 理事 山田 慎也 氏

委員会における山田氏の意見の概要は、次のとおりである。

(コロナ感染拡大による景気後退の特徴)

- ・ コロナ禍における景気は、意図的に経済活動を急停止したため、短期間に急速に後退した。感染防止のためにいろいろな行動制限を人為的にかけたということで、今までの景気後退の局面とは随分違う動きをした。
- ・ 過去の景気後退期と比べると、コロナ禍では「景気が上昇しそうだ」と回答した経営者の割合も一定数あった。景気がいいと答えた人が15%もいたことは、大きな特徴である。コロナ禍でも調子のいい企業があったということを示している。
- ・ 普通だったら景況が悪くなると設備投資はなかなかできない、人を雇うのを控えるが、基本的に今非常に人手不足がベースにある。こういったコロナの状況でも人が足りない、欲しいという企業も多かった。
- ・ 企業への影響については、悪い企業もあれば、良かったという企業もある。業種によってばらつきがあった。また、企業の中でもいい事業と悪い事業があった。それが非常にくっきり出た。
- ・ 多くの企業で収益が急激に悪化した。売上げが一時的にほぼゼロになった企業もある。
- ・ 人材獲得のニーズというのは落ち込みは小さい。特にIT企業、ITスキルを持っている企業、人材については、逆に非常にニーズが高まった。
- ・ 設備投資意欲も非常に減退しているが、IT化投資は意外と堅調だった。

(県内企業における懸念事項)

- ・ コロナ感染拡大が始まったころは、中国における部品の生産が滞り、部品がなかなか入ってこない状況があった。県内企業では、在庫の積み増しや調達先の変更という動きが令和2年8月頃に一回あった。
- ・ 自動車市場で車が売れなくなったため、半導体の調達を下げた。車で使っていた半導体が、電子機器のほうに流通ルートが振り向けられ、車に回す半導体がなくなった。
- ・ 半導体や海外生産部品の不足により、大手メーカーが減産体制に入っている。非常に大きな生産調整を行っている。これに伴って、県内の下請企業の受注も減っている。
- ・ 燃料費の価格の高騰により、県内企業の33.9%が利益にマイナスの影響があると答えている。
- ・ 金属系の価格の高騰は、静岡県の屋台骨となる製造業に大きなマイナスの影響を与える。

- ・ ありとあらゆるものの価格が上がっている。県内企業の利益をそぐ状況が、これからはっきり出てくるだろう。
- ・ 石油製品、ナフサの価格が上がることによって、一般の消費の物価が非常に影響を受けるだろう。
- ・ 原材料価格が上がるのに加えて、円安になって、為替での単価のアップがこれから重なってくる可能性もある。それによって、県内産業も大きくダウンする。
- ・ 東京商工リサーチのデータによると、中小企業の3社に1社が自分たちの企業は借入れが多すぎると考えている。飲食業、宿泊業や娯楽業などで非常に借入過多になっている。
- ・ 国や県の制度融資によって、金融機関も資金繰り支援を行っているので、倒産は非常に少ない状態である。企業は持ちこたえている。ただし、それによって借入れが増加している状況でコロナ禍により業績が不振でなかなか利益が出ないところは、返済がまず進んでいない。
- ・ サービス業は、今まで消失してなくなった利益を取り戻すことがなかなか難しい。返金が進まない状況で、非常に厳しい状況が続くと見られる。コロナ後も中小・零細企業の継続性を非常に注視していく必要がある。
- ・ 飲食や宿泊、借入れが多くなっているところの事業の状況、収益の状況がどうか、非常に注目しなくてはならない。行政も金融機関も一社一社丁寧に見ていく必要があるだろう。

(県民の消費スタイルの変化)

- ・ 凍結した消費額はこの1年間で4380億円と非常に莫大な金額である。
- ・ 消費の変化として、地域社会への貢献や環境意識が高まったということがデータとして出てきた。「環境重視・地元応援消費型」、「健康重視・巣籠もり消費型」という2つのグループが、コロナで新しい消費スタイルとして生まれてきたと考えられる。
- ・ これからの消費・観光の動向で定着しそうなのが、巣籠もり消費。ネット通販やECサイト、内食・中食、デリバリー、宅配、家で楽しむ趣味の用品などが定着するだろう。
- ・ リモート会議、リモート授業は日常的になっている。地域にとっては、ワーケーションや郊外移転、地方移転といった動きもじわじわと定着するだろう。レジャーについては、屋外レジャー、マイクロツーリズム、近場で消費しようということが定着するだろう。
- ・ 静岡県が非常に重視している医療機器産業がこれから非常に重要な産業になってくる。併せて、生命、健康、安全、環境、地元重視という意識にうまく沿った施策を打っていくことは非常に重要である。
- ・ 大きな影響を受けた分野の修復がどうしても必要。飲食、宿泊、レジャー

産業。雇用形態としては非正規労働者が、非常に打撃を受けている。

- ・ 経済活動を再起動させる原動力は、コロナの影響が限定的だった業種。個人単位でいえば、収入が減らなかった人、貯蓄に余裕がある人、株高で恩恵を受けた人、高齢者やリタイヤした団塊の世代の方々など、ある程度資金力のある人が長期間の自粛生活で消費エネルギーがたまっている状況で、それが新たに消費に戻ってくるのが1つの原動力になる。
- ・ 原材料の高騰で企業の収益が減少すると、賃金に跳ね返る。物価が上昇すると、消費の低迷に跳ね返る。こういったブレーキは、だんだん解消される方向にあるとは思いますが、人々が求めている経済回復の基準はちょっと変わってきているのではないかと。
- ・ コロナで当然景気が悪くなっているという人が6割いるが、なぜか生活の満足度は上がったと言っている人も増えている。テレワークや、残業時間が減って、それぞれ余暇や自由時間が増えている。生活のパターンが変わってきている。家族の時間が増えたとか、単純に健康のありがたさ、普通に生活していることが非常にありがたいというように、価値基準が若干変わってきたのではないかと。
- ・ 経済性や効率性一辺倒から、人々の生命、健康、安全、環境、地元を重視するという姿勢が県民の中に生まれてきている。持続可能な社会への転換ということで、こういった意識を持つ人が増えたということは、企業がこれから事業をやっていく上でも十分意識して対応していく必要がある。

(2) 浜松市感染症対策調整監

浜松医療センター感染症管理特別顧問 矢野 邦夫 氏

委員会における矢野氏の意見の概要は、次のとおりである。

(新型コロナウイルス感染症の現状)

- ・ 米国疾病管理予防センターのガイダンスによると、新型コロナウイルスの主な伝播経路は飛沫感染である。環境を介する伝播は主要な伝播経路ではない。汚染された環境表面への接触による感染は、感染機会1万分の1未満の確率である。我々は環境表面に関して、今あまりにも時間と費用を使い過ぎている。環境表面からの感染が怖ければ、その代わり手指衛生としてアルコールを手に塗ればいいわけで、環境に対する過剰な消毒は必要ない。
- ・ 飛沫は、大体1メートルぐらいの距離を飛ぶ。身体的距離について、WHOやユニセフでは少なくとも1メートル以上、米国では1.8メートル以上、厚生労働省ではできるだけ2メートル、最低1メートルと言っている。
- ・ 病原体は、銅の表面に4時間、ボール紙の表面に24時間、ステンレスやプラスチックの表面では3日間残っている。

- ・ 感染者の 40%から 45%は無症状である。
- ・ 患者の 96%が発熱、せき、息切れの 1つ以上を経験して、患者の 45%が 3つの症状全てを経験した。ほかに、味覚・嗅覚障害などいろいろな症状があるため、症状でコロナを診断するのはとても難しい。
- ・ 現在問題となっているのは後遺症である。入院するような方の 8割、軽症の方でも 5%の方が後遺症を経験する。発症後 2カ月経っても、半分の方が倦怠感を経験している。呼吸困難感、関節痛、胸が痛いという症状を呈している。困っていらっしゃる方も多いので、後遺症外来を充実させる必要がある。
- ・ 8月、9月の第5波では、ワクチンを打っていたため、高齢者がほとんど入院してこなかった。第5波で入院したのは 65歳未満、50歳から 65歳の間のワクチンを打っていない方、もしくは 50歳未満の肥満の方だった。ワクチンの効果を第4波と第5波の違いで大きく感じた。
- ・ 年齢が高いと重症化しやすい。80歳以上は重症化しやすい。女性は重症化しにくい。BMI 30を超えてきてだんだん肥満度が強くなってくると入院が必要になり、特に人工呼吸器が必要になり、死亡の確率も上がってくる。
- ・ ワクチン証明書や検査陰性証明書がいろいろ議論されている。ワクチン証明書は有効と思うが、検査陰性証明書の有効期限はその日だけだと思っている。
- ・ コロナ患者がどのような経過を辿るかという、大体 1週間ぐらいが風邪で、その後肺炎となり、重症化する。重症化するまでに 1週間かかる。
- ・ 病院が忙しくなるのは感染者のピークを見た 1週間後からである。
- ・ 症状が出て 10日を経過し、かつ軽快してから 3日経過すれば退院できる。退院できる頃にはウイルスはいないが、PCR検査は陽性となる。
- ・ マスクをせずに大きな声を出すのは、クラスターが発生しやすい状況である。屋外だと油断してしまうが、屋外であってもマスクは必要。
- ・ コロナは大体半数の方々が症状がなくて、症状がある方も症状が出る 1日前からウイルスを出す。だから、知らない間に感染させてしまう。米国疾病管理予防センターのガイダンスによれば、実際に新型コロナウイルスに感染した人の 40%が無症状で、症状が出る前の感染者、もしくはもうずっと症状が出ない感染者からの感染は、全ての感染の 50%以上を占めると推定されている。
- ・ そのため、今はユニバーサル・マスクングが必要である。症状があったらマスクをしましょうとか、くしゃみを抑えましょうでは間に合わない。ただし、5歳以下の子供、意識不明な人、筋力のない人、補助なしではマスクを外せない人は、ユニバーサル・マスクングの例外となる。
- ・ 変異株は今数千あるが、その種の一部だけが問題となっている。

- ・ ワクチンには3つの効果がある。感染予防効果は90%、症状が出るのを防ぐ効果は90%、重症化予防効果も90%あった。デルタ株がでるようになってから、感染予防効果と発症予防効果の2つが73%に落ちたが、重症化予防は93%から100%ある。
- ・ ワクチン3回目接種の目的は、感染予防効果、発症予防効果を改善すること。3回目接種をしなくても重症化予防は維持できる。
- ・ 心筋炎は、若い男性の2回目のワクチンの後に起こりやすい。ただ、これを恐れてワクチンを打たないと、コロナに感染した場合、感染しない患者に比べて16倍心筋炎になる。心筋炎を恐れてワクチンを打たないという判断はやめてもらいたい。
- ・ アメリカのデータによると、学校は子供たちをコロナから守ってくれるところである。コロナの原因ウイルスの検査陰性だった子供と比較すると、検査陽性の子供は対面の学校の授業に出るのが少ない一方、パーティーなどで遊ぶことが多い。学校閉鎖、学級閉鎖をするときは慎重に考えていただきたい。コロナの場合は、学校を1つの感染対策の場として活用するのがいいのではないかと考えている。

(今後の展望)

- ・ アフターコロナは、他の感染症が一気に迫ってくると推測される。
- ・ 感染者が減っていることによってマスクの使い方が曖昧になってくると第6波は起こる。そのときは恐らくワクチンを打っていない方々がターゲットになる。つまり、12歳未満の子供たち、あとワクチンを打っていない高齢者が重症化しているのかも知れない。

(ビフォーコロナの生活に戻るためのシナリオ)

- ・ ワクチンの3回目接種と毎年の追加接種。3回目を打つと抗体価は10倍上がる。感染予防の能力は11.3倍上がる、重症化予防については19.5倍も上がるので、3回目接種が非常に重要である。
- ・ 国民のほとんどが3回目接種を受けるのは、大体、令和4年の7月か8月になると思うので、そのときにはマスクは要らないのではないかと思う。
- ・ 3回目接種では、2回目と同じ雰囲気副反応は経験する。
- ・ 抗コロナ薬の実用化。インフルエンザに対するタミフルのように、軽症のときに内服できるとか、それからコロナの感染に暴露してしまったときに飲むとか、そのようになると、我々も精神的に安定する。
- ・ 感染力が強く、病原性のない変異株の出現。重症化させないウイルス、しかもデルタよりも感染力が強いウイルスが出現してくれれば、デルタを駆逐してくれる。
- ・ 今回のコロナに関して専門家があまりにも少なかった。感染症医、しかも臨床感染症医がすごく少ない。感染症医が育っていない。感染症を実際に

見る経験をさせないといけないが、そういった経験ができる病院がない。感染症医の補助金とか、特に海外留学、アフリカとか東南アジアとか中国へ行くサポートをしていただけるとありがたい。

- ・ 今回コロナを経験して、病院の機能分化と連携は非常に重要で、1つの病院でベッドがなくなった場合、他の病院に移動させるとか、連絡網が要る。そういった病院と病院の連携は今後の感染症、災害時も含めて非常に重要だと思うので、そういったシステムをもっと強固なものにする必要がある。

(3) 伊豆高原観光オフィス 事務局長 利岡 正基 氏

委員会における利岡氏の意見の概要は、次のとおりである。

(伊豆高原における観光の現状)

- ・ 伊豆高原の観光事業の柱となるのは、ペット、自然、アートの3つである。特に自然とアートについては、これらを生かした教育旅行事業が今年度で25年目を迎えた。
- ・ 伊東市の来誘客数は、今年9月現在で2019年と比較して64%、2020年比で95%となっており、昨年よりも今年のほうがまだ回復してきていない。
- ・ 宿泊に関しては、2019年比51%に留まっており、来誘客数と比べると戻りが弱い傾向がある。近場からということで、日帰りで来る方は増えているように感じる。
- ・ 伊豆高原の観光事業者にヒアリングしたところ、約90%の施設は昨年より売上げが落ちているという回答をいただいている。10月に緊急事態宣言が明けたことにより、6割くらいの事業者が、11月上旬から観光客が戻ってきていると答えた。
- ・ 国の施策、県の施策いろいろあるが、一番皆様のためになっていると思うのが、ふじのくに安全・安心認証の制度とバイ・シズオカである。
- ・ ふじのくに安全・安心認証は、いろいろな認証制度がある中でも、公的に感じられる認証制度だと思う。課題としては、観光団体や体験施設に対する認証制度や補助金がないことである。観光事業者に補助がなかなか来ないという不公平感を感じているケースがある。観光事業者に広く認証制度を普及させて、コロナ対策費を補助することが必要だと感じている。

(教育旅行の受入れ)

- ・ 伊豆高原地域では、主に中京圏、愛知県、岐阜県、三重県の中学3年生の修学旅行の受入れが9割以上を占めているのが実態であった。
- ・ コロナ禍の前は県内からの受入れは一切なかった。2021年5月、6月に、県内の公立小中学校に向けて、教育旅行の受入れ地としての紹介を初めて行った。それをきっかけに、川根本町と浜松市の学校が来てくれた。2020年は2校231人、2021年は7校715人と増加している。

- ・ コロナ禍において、首都圏を回避するという流れが顕著である。
- ・ 必ずしも小学6年生、中学3年生だけではなく、中学2年生の校外宿泊体験とか、小学5年生の見学旅行などで地域を利用していただけることが分かった。今後、修学旅行生に来てもらうだけでなく、いろいろな学年でいろいろなことができるといった利用価値を訴求していきたい。
- ・ 県内で県内を見直すといったところをより推進していきたい。そういった促進ができる施策や事業を期待している。
- ・ 修学旅行でコロナに感染するというケースは非常に低いことがはっきりしている。子供たちが修学旅行の機会を失ってしまっていることは非常に残念である。
- ・ 教育旅行では、函南町と強力に連携している。函南町は酪農や循環型農業など非常に優れた教育的な素材を持っているが、宿泊施設を持っていない。伊東市には教育的な農業体験や酪農がない。例えばこの地域にあってこの地域にないというところを結びつける部分をもっとやることができたらいい。

(ワーケーション事業)

- ・ アフターコロナにむけた取組の柱になっているのが、伊東市のワーケーション事業である。2019年以前の数字に戻るのはいつになるのか分からないので、いろいろな取組をしていかななくてはならない。
- ・ 伊豆高原としては、一人一人のお客様からの利益が出やすい体質に変えていく。付加価値を高めて収益力を上げる取組をしていかななくてはならない。お客様が少ない平日の稼働率を上げていく。これまで以上に宿泊を体験、観光施設、飲食店すべてがつながる形で、域内の消費を増加させていく。
- ・ 最終的には観光目的から関係人口を増やして、持続可能なまちづくりにつなげていきたい。
- ・ 伊東市では4つのテーマでワーケーションを推進している。1つ目は「FAMILY」で、家族で来ても過ごせる環境がある。2つ目は「WELLBEING」で、温泉と自然を生かしたウェルネス的なコンテンツを紹介していく。自然の中での生き方も1つの見せ方としてある。3つ目は、教育的なワーケーション。4つ目は、体験施設のプログラムを生かしたクリエイティブィーを醸成するコンテンツである。
- ・ 地域の課題として、2次交通の問題がある。電車で来た方が食べに行く場所がなかなかないので、食のデリバリーの実証事業をスタートさせた。県の補助金を活用し、特にワーケーションで利用するお客様に対して、1泊3食のプランを提供する商品をつくった。ワーケーションで連泊したお客様だけではなく、別荘地や一般住民にも食に対してのニーズはよく聞いているので、そういった方たちも1つの需要である。

(アフターコロナの観光事業)

- ・ 去年のG o T oキャンペーンのときに、観光事業者の方で言われていたのは、自分のところのいつものお客様と違うお客様が非常に来たということである。逆に今来ていただいている方は、本当に自分のところのお客様、コアなファンという印象を受けている。観光事業者の方にも、G o T oキャンペーンを歓迎する声もあるが、一方で、慎重に、そういったお客様をキャンペーンが終わった後にどうつなげるかが重要である。
- ・ 宿泊施設では、コロナ対策を踏まえて、お客様がいっぱい来たとしても満室にはしない。どんなに稼げても8割しか稼げない状況がまだずっと続いている。
- ・ ホームページのアクセス数で自治体にはほぼほぼ勝てない。伊東市の情報を見ようとすると、伊東市の公式サイトがやっぱり一番アクセス数が多い。県のワーケーションの情報が集約されていて、個々にやっているものを集約して、リンクを飛ばすなど、静岡県ではこれだけいろんな地域でいろんなことができますよという頭出しで見える仕組みがあると、そこから誘導しやすい。
- ・ 地域で使えるクーポンでお客様を呼ぶ施策は一過性になってしまうという懸念がある。地域が持続可能な形でお客様が呼べる施策があるとよい。少なくとも一過性のものは要らないというわけではないが、それプラス、継続的に地域を強くできる施策が必要だと感じる。

(4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会 常務理事 坂下 哲也 氏 委員会における坂下氏の意見の概要は、次のとおりである。

(新型コロナウイルスが変化させたもの)

- ・ 外出自粛があり、行動変容が起きた。テレワークが始まったことで、家族が四六時中一緒にいるようになったため、都市部では家庭内の不和が顕在化してきた。都市部というのは、朝と夜と週末だけ家族と一緒にいると非常に和やかな空間がつけられるが、二十四時間ずっといると非常に苦しい環境になってくるということが分かってきた。また、都内には車を持っている人が少ないため、シェアカーのニーズが伸びた。
- ・ 一般企業もテレワークを始めていき、企業は執務スペースが要らないのではないかとということに気がつき始めた。大手企業は既にスペースを縮小して、テレワークに切り替えた瞬間に通勤定期代は出さないと切り替えた。こうなってくると、都内に住んでいる必要がないため、特にIT企業を中心に地方に転出する動きが活発になってきた。
- ・ 国内には多くの空き家があるので、その空き家を預かって中をリフォームして、月額4万円から貸し出すビジネスを始めた会社がある。そこで、賃

貸ビジネスなのか宿泊ビジネスなのか、という課題が生じた。経済産業省はグレーゾーン解消制度を持っており、今議論されていて、宿泊か賃貸か結論を出さなくてはいけない状態になっている。

- 新型コロナウイルス等で新しいビジネスが生まれてきても、既存のルールがある程度妨害するとか、邪魔をすることがあることが明らかになってきた。
- コロナ禍により増えてきたのが、後払いサービスである。クレジットカードを持たない若年層に後払いサービスを当てて、新規顧客を開拓できるようにするのが目的である。このように新しいサービスが出てきたので、クレジット業界等から金融庁に、自主ガイドラインをつくらうと提案されていて、これからガイドラインをつくっていくことになっている。
- アップサイクルといって、捨てられそうなものを持ってきて、新しい付加価値をつけて売る会社も出てきた。賞味期限が迫って廃棄される予定の売れ残り食材を買い取って、市販の半値以下を目安に販売しているのが特徴である。昔は食品衛生法でできなかったが、規制緩和でできるようになった。SDGsを体現している1つの例といえる。
- 従来は工業社会、供給に人が合わせる社会だった。でもCOVID-19が出てきて、需要に供給が合わせる社会に変わってきている。これが工業社会から情報社会への変化という言い方である。需要に供給が合わせていく世界が近づくようになったのは、COVID-19以降の変化だと考える。
- 農業時代と工業時代、情報時代と分けていくと、実は人間の可処分時間がどんどん減っている。今情報社会でどうなっているかというと、みんなスマホを四六時中離さない。だから、どんどん可処分時間が奪われている。本来、合理化というのは可処分時間を広げなきゃいけない。この可処分時間を広げるために何をするかを考えなきゃいけない。都市部じゃないところはそういうのを見せていって、そこに都市部から人が戻っていく形を取っていくべきではないか。

(テレワークとDX)

- 日本の産業界では、インターネット回線を用いて遠隔拠点と映像とか音声のやりとりでコミュニケーションすることがウェブ会議として定義された。既存の仕事環境とほぼ同程度の質を担保するツールとして産業界では見ていて、テレワーク環境の整備とか社会コミュニケーションの向上ということで導入が進んできた。
- 現在、テレワークは徐々に増えており、東京23区では53.5%導入されている。これによって、一部の地域を除き賃貸物件の家賃が下がっている。企業としてオフィスを小さくしているので、その影響である。
- ウェブ会議で職場に起きた変化として、まず会議の効率運用ができるよう

になった。明確な目的を持った会議が増えてきた。また、意見交換が活発になり、通常の会議だと上の者がいると空気を読んで発言をしないが、オンラインの場合は空気が読めないから、若手もどんどん発言してくれて、こういうことを考えてたんだということが発見できることもあった。

- 欠点としては、通信環境が家庭ごとに違っているため、ある家庭が非常に遅い回線だと全体が落ちるということも起き、これが今でも残っている課題である。また、プライベートの空間の映像や音声が出てしまうため、例えば赤ちゃんの泣き声が聞こえたりとか、犬の鳴き声が聞こえたりするので、そういう部分をどのように解消するかが課題としてある。
- テレワークが進むにつれて、判ことか郵送のために出勤しなくてはならない人たちがいることが課題になった。そこで、経済財政諮問会議において、テレワークの実施に向けて判こをなくしていく方針を固めていった。7月8日に、書面と押印と対面を原則とした制度・慣行・意識の抜本的な改革見直しに向けた共同宣言が出て、官庁も判こをなくしていく方向にかじを切った。
- テレワークに移行したときに、どう業務を切り分けるかが、実は日本の企業では明確になっていなかったことが明らかになってきた。これがデジタルトランスフォーメーション（DX）が必要な部分になってくる。
- DXというのは日本の中では、デジタルにして仕組みを変えて生産性を上げなさいということを行っている。なぜこのようなことが必要かという、全体的に人口が減っているからである。18歳から64歳までの生産人口を74歳まで引き上げることが、安倍政権のときに決められていった。生産人口を増やすことを政策的に意図して進めている。
- DXの言っていることを整理すると、デジタルであって、仕組みが変わることであって、生産性が上がるということである。デジタルというのは労働集約型をやめなくてはならないということ。これは人が集まらないのが一番大きな要因である。仕組みが変わるといえるのは、業務フローを変えなくてはならない、やり方を変えなくてはならないということ。生産性が上がるというのは、要は生産性を落としてはいけないということ。これをさらに細かく落とすとデジタルに置き換えるには、仕事の定義が明確になっているかどうかをチェックする必要がある。属人的な部分を全部取れということになる。その上で収益が下がらない仕組みをつくるのが、DXが求めていることである。
- 議会のリモート化は、ロックダウンがかかったときにヨーロッパとかアメリカの一部の州でオンラインでやっている例はあるが、やはり議会は議論する場であるので、緊急事態宣言が終わった後、ロックダウンが終了した後は、民主党も共和党も集まってやっていたから、そこはオンラインにあ

まり偏り過ぎないほうが良いような気はする。

(中小企業のデジタル化推進の必要性)

- ・ 電子帳簿保存法もインボイスも電子債権も全部デジタルだから、デジタル化しなくてはならない。中小企業はその9割近くが、個人事業主に近い小規模事業者だと中小企業庁は説明している。彼らのところには、なかなかデジタルが届かない状況である。
- ・ 電子帳簿保存法やインボイスとか電子債権を視野に入れたデジタル化は不可避なので、ぜひ中小企業等の支援をお願いしたい。

(個人情報扱い)

- ・ 今年の春先に、LINEが中国にデータを預けているという話があった。総務省と個人情報委員会が行政指導したが、罰則はない。日本の現状の個人情報保護法上では、中国に預けているからといって違法にはならない。
- ・ 2020年1月に発効された日米デジタル貿易協定では、コンピューター関連の設備を日本の国内に置かなくていいということが決められている。また、個人情報が越境することは自由で、IT企業に対しては課税されない。損害賠償責任の免責もある。
- ・ 2022年1月に発効されるRCEPで決められていることの特徴として、サーバーの自国内設置義務がない。先ほどのLINEのようなことは、これからも起こり得る。
- ・ 2021年の個人情報保護法改正は、行政機関、独立行政法人、自治体が民間とデータの連携をやりやすくなるようにしたものである。
- ・ 子供たちが小学校に入って公立高校を出るまでの間のデータがGIGAスクールに蓄積されていくことになるが、このデータについてのプライバシーをどこで守るのかは非常に大きな課題である。日本の側で保護していかなくてはならない。
- ・ 個人情報、例えば子供たちとか市民とかの個人情報を扱うときには、この取り扱うものをよく見直して、必要があったら条例を立てていかなきゃいけない。
- ・ ヨーロッパの場合には、一般データ保護規則といって、違反したら全世界の売上げの4%の罰金になる法律をつくり、海外にデータが漏れないように対応している。中国はデータセキュリティ法という法律をつかって、国民のデータは国内に置くことになっている。日本では、市民の人権とかプライバシーを守るための条例は立てられると思うので、その法規制で守ることはできる。
- ・ 個人情報の中には例外規定があって、身体・生命に危険が及ぶ場合には個人情報は出していいと書いてある。でも、過度にみんなが反応してしまっただけで出せなかったことがある。2020年に個人情報保護法が改正され、感染症

の場合にも個人情報の提供は可能だと、例外として認めることになったので、これからは多分起きなくなると思う。個人情報そのものについての過剰な反応が起きないように丁寧に説明していくことも大事で、そこは自治体等がやっていくところになるのではないか。

6 提 言

以上の調査結果を踏まえ、当委員会として次のとおり提言する。

提言1 新たな価値観への対応

令和3年10月以降、新型コロナウイルスの感染状況は一旦は落ち着いていたものの、年が明けるや否や、オミクロン株による第6波が全国的に急拡大し、本県においても感染者が激増し、まん延防止等重点措置が適用され、医療提供体制の逼迫や経済活動の制限など再び深刻な影響が発生している。感染拡大を早期に食い止めるよう対策を講ずるとともに、停滞している社会経済活動を活性化できるよう、コロナ後の社会を見据えた施策を検討する必要がある。

長期化するコロナ禍における行動制限やテレワークなどの働き方の変化などの様々な要因により、人々の生活・行動様式は大きく変化している。これにより経済的な豊かさだけでなく、家族と過ごす時間や健康で平穏な生活を送ることに、より大きな幸福を感じるなど、生命、家族、健康、安全安心、自然環境の保全、地域社会の振興等を大切にするための行動に価値を見いだす意識変化が県民に生じていることから、今後はこれらの新たな価値観に対応した施策を展開していくべきである。

提言2 新型感染症への対策

(1) 医療機関の連携強化

新たな変異株等によるコロナの再拡大や新たな感染症が発生した時に備え、パンデミックは災害であるとの認識の下、医療提供体制を確保することが必要不可欠である。災害医療では、重症、中等症、軽症などの患者の状態に応じて効率的に治療する必要があるため、各医療機関の受入れ能力を見える化するために、各医療機関の病床運用状況を即時に画面で共有できるシステムを構築するとともに、各医療機関が役割分担の下で連携して治療に当たるための仕組みを作るべきである。

(2) 医療人材の育成、確保

コロナ禍により感染症専門医の不足が顕在化するとともに、人工呼吸器の装

着が必要な場合など救急医療分野の対応が必要なことも判明した。感染症と救急医療にも対応可能な医師をはじめとする医療人材の育成、確保に向けた施策を実施すべきである。

(3) 医薬品、医療機器産業等への支援

ファルマバレープロジェクト等の推進により、県内の医薬品、医療機器産業等の生産活動は全国トップレベルにあることから、新型コロナのほか、新たな感染症のワクチンや治療薬の研究開発を行う事業者等に対し必要な支援を行うべきである。

提言3 コロナ後遺症への対策

(1) 後遺症に関する理解の促進

感染から回復した後にも、強い倦怠感や息苦しさ、味覚・嗅覚障害、集中力の低下、関節の痛みや脱毛、睡眠障害、発熱、目まいなど、後遺症と見られる症状で苦しむ人が多いことが顕在化している。後遺症は一見して分かりにくいため、職場や周囲の理解が得られず、精神的にも苦しんでいる事例があることから、後遺症に関して社会的な理解が進むよう情報の周知に努めるべきである。

(2) 医療機関に対する支援

一部の医療機関で後遺症外来が開設されるなどの取組が行われているが、いまだ後遺症の原因は解明されておらず、治療法も確立されていない。治療法や治療薬の開発に取り組む事業者に対する支援を行うとともに、後遺症外来など後遺症の治療に取り組む医療機関に対する必要な支援を行うべきである。

(3) 後遺症に苦しむ人への支援

後遺症に苦しむ人の中には、長期間にわたり日常生活がままならないばかりか、働けなくなることで経済的にも困窮する事例があるため、後遺症に苦しむ人が安心して治療に専念できるよう経済的な支援を行うとともに、社会復帰に向けた必要な支援を行うべきである。

提言4 経済活動の再生に向けた対策

(1) 消費者のニーズに対応した経済政策

コロナ禍により県民の消費行動や観光行動が変化し、ネット通販や内食などの「巣ごもり消費」や、リモート会議やワーケーション、マイクロツーリズムなどの「リモート・非接触」、マスクの装着や飛沫防止対策用品の使用などの「感染予防行動」が定着しつつある。また、消費行動を通じて地域社会に貢献しようという意識も高まっている。コロナの影響で落ち込んだ経済を再生し活性化させるため、これらの消費行動や意識変化を分析し、消費者ニーズを的確に捉え、今後の経済政策につなげていくべきである。

(2) 事業再生に向けた金融支援等の施策

県内の中小事業者の経営は依然として厳しい状況にあり、国や県の制度融資により倒産は抑えられているものの、資金の借り入れは高水準にあるため、過剰債務に陥った事業者への返済猶予などの事業再生に向けた支援策を拡充するとともに、県と金融機関とが連携し、事業者の経営状況をしっかりと見ながら、事業者に寄り添った金融支援策等を検討すべきである。

(3) 観光・宿泊業、飲食業等への支援

コロナ禍により、バス事業者を含めた観光・宿泊業、飲食業等は特に厳しい経営状況が続いており、早急な支援が必要である。「Go To イートキャンペーン」や「Go To トラベルキャンペーン」の事業効果を分析し、その結果を踏まえて、本県独自のキャンペーンを見直し、拡充しながら継続実施するなど、早期に効果的な需要喚起対策を講ずるべきである。また、ワクチン・検査パッケージについては、感染状況やワクチン接種状況等に応じ、実施方法を工夫するとともに、適時適切に運用を再開すべきである。

(4) 雇用の改善の推進

コロナ禍により経済活動が停滞し、収入が不安定となったり、解雇、雇い止めなどにより失業する人が増加する中、失業者等が安定した収入を確保し、安

心して生活を送れるよう、就業につながる効果的な雇用対策を行う必要がある。失業者等のキャリアアップ、キャリアチェンジを支援するなど、実践的な職業訓練の機会を拡充すべきである。

また、事業縮小に伴い従業員を削減せざるを得ない企業がある一方で、必要な従業員を確保できない企業があることから、人材不足企業と人材余剰企業のマッチングを積極的に支援すべきである。

（５）県内での教育旅行の実施勧奨

本県には、世界遺産である富士山を始め伊豆半島、駿河湾などの豊かな自然環境に加え、茶畑や様々な業種の工場など、業務体験や学習見学が可能な場所が多く存在する。さらに、都会から離れて密を回避でき、時間に追われることなく、ゆっくりと楽しみながら移動できる魅力がある。これらを活かし、バス事業者や文化・観光等施設、宿泊施設が連携した県内での教育旅行（教育旅行版地産地消）商品を開発し、県内外の教育機関、教育関係者にその実施を積極的に勧奨すべきである。

提言５ 社会的孤立等困難な状況にある方への支援

（１）包括的相談体制の整備

生活困窮や雇用の不安、家族の介護に伴う悩み等、様々な生活上の課題を抱える人が増加している。また、こうした不安や悩みから、自死に至るケースも増加している。これらに対応するためには、一人一人の状況に合ったきめ細やかな支援が必要となることから、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず包括的に相談できる体制が県内の全ての市町で早期に整備されるよう支援を行うべきである。

（２）社会的孤立解消に向けた取組

コロナ禍による失業をきっかけとしたひきこもりや、テレワーク等の普及によるコミュニケーション不足、コロナ感染に係る誹謗中傷等により、人々の社会的孤立が深刻さを増している。社会的孤立が生じる要因や当事者の置かれている環境、数的状況等の実態を調査し把握するとともに、当事者やその家族などが相談

しやすい体制の構築や、就労支援サービス、学習支援サービス等と医療サービスとを連携させ、社会的孤立を解消する取組を実施すべきである。

(3) 子どもを養育する保護者への支援

オミクロン株は、これまでのものと比較して子どもへ感染する割合が高い。子どもへのワクチン接種の有効性や安全性については、様々な情報があることから、ワクチン接種についての不安を抱く保護者も多いため、子どもに接種するか否かについて、保護者が適切に判断できるよう、ワクチン接種の効果や副反応等について正確な情報を提供するとともに、基礎疾患等があることによりワクチンを接種できない子どもが、誹謗中傷を受けることがないように必要な対策を行うべきである。

また、子どもの感染やそれに伴う休園や休校等により、子どもの保護者が仕事を休まざるを得なくなる状況にあるため、企業が通常の有給休暇とは別に、有給の特別休暇等を取得できる制度を導入するために必要な施策を実施すべきである。

さらに、子ども以外の家族が感染し、親族などが身近にいない場合、子どもの預け先が課題となるため、預け先等について相談できる窓口の設置や、医療機関による親子入院の対応や児童養護施設等での受入れなどの対策により、親子が安心して療養できるよう支援を行うべきである。

(4) お互いを認め合う心の醸成

お互いの立場に立った思いやりある行動ができるよう、お互いを認め合う心の醸成に向け、学校での教育、企業や行政における職員向けの研修など「心のユニバーサルデザイン」を推進する施策を拡充すべきである。

(5) 正確な情報提供への協力

一部のメディア、SNS、インターネット等によるワクチンや治療薬、後遺症などに関する不正確であったり、偏った情報が、いたずらに人々の不安をあおり混乱を招いたり、心ない誹謗中傷につながったりする状況がある。県民が安心して生活することができるよう、正確かつバランスのとれた情報を提供する

よう報道関係事業者に協力を求める必要がある。

提言6 多彩なライフスタイルの支援

(1) 移住・定住の促進

コロナ禍による産業構造の変化に加え、人々の働き方が変化中、これからのキャリアを見据え、転職する若者が増えている。また、家族の介護をする人や子育て中の女性など、様々な事情で労働を継続することができない人がいる。若い世代や子育て世代が、それぞれの事情に対応しながらも働きやすい環境を整備することで本県内への移住・定住の促進を図るため、テレワークや副業兼業等も含めた働き方全般について、県内事業者と連携し、本県独自の誰一人取り残さない、魅力ある働き方を研究し、普及させることを検討すべきである。

(2) 移住体験地域の整備

コロナ禍によりテレワークやワーケーション、二地域居住等の新しい働き方・暮らし方が普及し、人々の都市部から地方への移住に関心が高まっている。これを契機に都市部からの二地域居住者や移住者の増加を図るため、本県内にモデル地域を設け、移住・定住を検討している人が移住体験をすることが可能な施設を整備すべきである。

提言7 無形民俗文化財の継承への支援

(1) 地域の伝統文化への支援

コロナ禍により無形民俗文化財である地域の祭りなどの実施の自粛が相次ぎ、その継承、存続が危機的状況にある。民俗芸能や伝統行事の実施・継承を通じた地域コミュニティの絆を維持するため、地域の祭り等の現状を把握し、継承・存続が危ぶまれるものについては、運営団体への助成や後継者養成に対する支援など、地域の伝統文化が途絶えることのないよう早急な支援を検討すべきである。

(2) 地域の伝統文化に対する機運の醸成

文化財の継承・存続に対する意識を醸成するため、地域の伝統文化等に既に携わっている人だけでなく、これまで興味がなかった人にもその魅力や重要性を感じてもらい、新たな継承者となることにつながるよう、民俗芸能等を広く一般向けに周知する機会や体験イベント等を実施することにより、より多くの人が伝統文化を身近に感じる機会を創出すべきである。

提言8 教育現場における対策

(1) 差別的言動の防止

感染拡大により緊急事態宣言等が発令されている地域に勤務する家族がいる家庭や、当該地域に習い事に通っている子どもに対して、周囲からの誹謗中傷や、学校側からの登校自粛要請があった事例が発生している。教育現場においてこのような差別的な言動をなくすよう取り組むべきである。

(2) ICTを活用した支援

コロナ禍を機に加速した教育DXを推進し、AI教材や反転学習のための資料の充実等、一人一台端末を活用した取組を実施するとともに、端末を各家庭や保護者とのつながりに活用してコミュニケーションを促進し、児童・生徒や保護者が気軽に学校教育や家庭教育に関する相談ができる支援体制を構築すべきである。また、不登校児童・生徒やその家族の不安を解消し、主体的に社会的自立や学校への復帰ができるよう、訪問型支援に加え、端末を活用したオンラインによる支援を強化するなど、児童・生徒が誰一人取り残されることのないよう取り組むべきである。

(3) オンライン授業の改善と対面授業の実施支援

大学ではオンライン授業が未だ継続され、対面授業など効果的な教育実施体制の整備が遅れていることから、退学者の増加や修学意欲の低下といった問題が発生している。対面で授業を行わないことの影響を調査し、オンライン方式で授業を行う場合の改善策を検討するとともに、オンライン授業、対面授業そ

れぞれの利点を生かし、オンラインと対面とのバランスのとれた方法で、学校側が早期に対面授業を実施できるよう必要な支援を行うべきである。

（４）困窮世帯の学生等への支援

コロナ禍による経済的困窮や学生生活への不適應、修学意欲の低下などを理由に、大学や短大、高等専門学校を中退、休学する学生が増えている。困難な状況を抱える学生が相談できる体制を整備するとともに、県内出身の困窮世帯の学生に授業料等を支弁する等の支援策を検討すべきである。また、やむを得ず中退した者の復学に向けた仕組み作りを検討するとともに、必要な事項について国に要望すべきである。

委員会の活動状況

回数等	開催日	調査の概要
第1回	3. 5. 20	委員協議（調査運営方針、年間スケジュール等）
第2回	3. 6. 22	委員協議（調査内容の整理、説明員等）
第3回	3. 7. 15	調査事項に関する関係部局からの説明と質疑応答 委員協議（参考人等）
第4回	3. 11. 4	参考人招致 ・一般財団法人静岡経済研究所 理事 山田 慎也 氏 ・浜松市感染症対策調整監 浜松医療センター 感染症管理特別顧問 矢野 邦夫 氏 委員間討議等（報告書作成に向けた討議等）
第5回	3. 11. 25	参考人招致 ・伊豆高原観光オフィス 事務局長 利岡 正基 氏 ・一般財団法人日本情報経済社会推進協会 常務理事 坂下 哲也 氏 委員間討議等（報告書作成に向けた討議等）
第6回	4. 1. 27	報告書作成に向けた委員間討議

アフターコロナ生活環境づくり特別委員会委員名簿

職 名	委 員 名	所 属
委 員 長	曳田 卓	ふじのくに県民クラブ
副委員長	鳥澤 由克	自民改革会議
副委員長	中田 次城	自民改革会議
委 員	杉山 盛雄	自民改革会議
委 員	西原 明美	自民改革会議
委 員	河原崎 聖	自民改革会議
委 員	飯田 末夫	自民改革会議
委 員	伊藤 和子	ふじのくに県民クラブ
委 員	岡本 護	ふじのくに県民クラブ
委 員	盛月 寿美	公明党静岡県議団
委 員	大石 健司	無所属